

くまもと事業者再出発支援補助金 定額補助（多重被災事業者） 申請マニュアル

熊本県 商工労働部 商工振興金融課

定額補助対象者（多重被災事業者）の要件

以下１～５のすべての要件を満たす場合

●過去１０か年度以内に発生した激甚指定災害について （※）

熊本県では、「平成２８年熊本地震」、「令和２年７月豪雨」、「令和７年８月豪雨」の３つがこれに該当します。

※令和８年熊本地震の発生日から過去１０か年度以内に発生した激甚指定災害を指します。

- １ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ２ 過去１０か年度以内に発生した激甚指定災害で被害を受けた以下のいずれにも該当する事業者
 - ア 過去１０か年度以内に発生した激甚指定災害による事業用資産への被災が証明できる事業者
 - イ 過去１０か年度以内に発生した激甚指定災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者
- ３ 次のいずれかに該当する事業者
 - ア 過去１０か年度以内に発生した災害の発生日（当該発生日が令和２年１月２８日以降の災害にあつては令和２年１月２８日とする。）以降、売上高が２０％以上減少している復興途上にある事業者
 - イ 令和８年熊本地震発生時において厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている事業者
- ４ 交付申請時において、過去１０か年度以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えており都道府県知事が認めた事業者
- ５ 令和８年熊本地震により、施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする者

※休業していたこと等により新型コロナウイルス感染症の影響を受けていないことが明らかな者については、特定被災事業者の要件の１を適用しないこととするほか、当該要件の３ア「（当該発生日が令和２年１月２８日以降の災害にあつては令和２年１月２８日とする。）」を適用しないこととする。

定額補助対象者（多重被災事業者）要件の確認書類

（１）～（５）の書類の提出が必要です。

（１）新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことが分かる書類 （次のうちどれか一つ）

● 公的な証明・通知書類

- 持続化給付金、月次支援金、事業復活支援金など国・県が実施したコロナ支援策の活用実績がわかる書類（受給を証明する書類など）
- 融資関連の書類（政府系金融機関（日本政策金融公庫など）から「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を受けた際の金銭消費貸借契約書など）

● 感染対策費用の支出を証明する書類

- 感染防止対策の領収書・請求書（事務所の窓口に設置したアクリル板、サーモグラフィカメラなどの購入費など）
- 施設消毒の作業報告書（事務所内で感染者が出た際などに、専門業者に依頼して消毒作業を行った際の契約書や報告書など）
- IT 設備導入のインボイス（事務所機能を維持するために急遽導入したテレワーク用パソコンや、オンライン会議システムの契約書類など）

● 業務の制限・停止を証明する書類

- 窓口の営業時間短縮・臨時休業の告知文（写し）（「感染防止のため窓口を 15 時までとす」「〇月〇日は消毒のため閉鎖する」といった通知やポスターの控えなど）
- 理事会・総会の議事録（コロナ対策として事業計画を変更したことや、イベントの中止を決定した記録など）
- 職員の出勤記録・テレワーク実施報告書（感染者の発生や濃厚接触者の隔離により、事務所の人数を減らして運営したことを示す勤怠データなど）

● 売上減少を証明する書類（月別試算表、月別合計残高試算表、月別損益計算書など）

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた期間（令和 2 年 1 月から令和 5 年 5 月までのうち、任意の 3 ヶ月）の売上高と、それに対応する過去 3 か年（前年 又は 前々年、3 年前）のいずれか同期間の売上高を比較して 5 % 以上減少していることが分かる書類をご提出ください。

※該当する売上高部分にマーカーによる印などを付してください。

※時期による売上の変動が大きい事業者は、個別に県へご相談ください。

(2) 過去10か年度以内に発生した激甚指定災害の被害を受けたことが分かる書類

※次の①～②のいずれにも該当する書類が必要です。

① 事業用資産への被災を証明するもの（次のうちどれか一つ）

- 公的機関が発行する証明書（事業用資産への被害を証明する罹災（被災）証明書）
- 被災状況を記録した書類（被害箇所・状況の写真、被害箇所の図面・配置図など）
- 修繕見積書・契約書（壊れた事務所や加工施設の修理にかかる費用の見積書など）
- 法人の代表者による激甚指定災害被災事業者であることの申立書
- 過去10か年度以内に発生した激甚指定災害の影響を受け、業績が悪化したことを示す書類
→ 災害発生前3か月 と 災害発生後3か月の期間における申請者の売上高を比較して、5%以上減少していることが分かる書類（確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書の控え、売上台帳など）をご提出ください。

※各書類の余白に事業者名をご記入ください。

（例）令和7年8月豪雨の場合（発災は令和7年8月）



※該当する売上高部分にマーカーによる印などを付してください。

② 過去10か年度以内に発生した激甚指定災害からの復旧・復興に向けて国・県等が実施した支援の活用実績がわかるもの（交付確定通知書など）

★復旧・復興に向けて県が実施した支援の例

- ・平成28年熊本地震に係る中小企業等グループ施設等復旧整備補助金
- ・令和2年7月豪雨に係るなりわい再建支援補助金
- ・令和7年8月豪雨に係る被災中小企業者再建支援補助金

★このほか、

- ・市町村および公的機関による支援の活用
- ・災害から復旧又は復興等を支援する補助金などの支援の活用
- ・日本政策金融公庫等による災害復旧貸付やセーフティネット保証4号の活用
- ・日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会等による、当該災害を踏まえた、返済猶予等の既往債務の条件変更が行われている場合 など

(3) 次の①～②のいずれかに該当することが確認できる書類

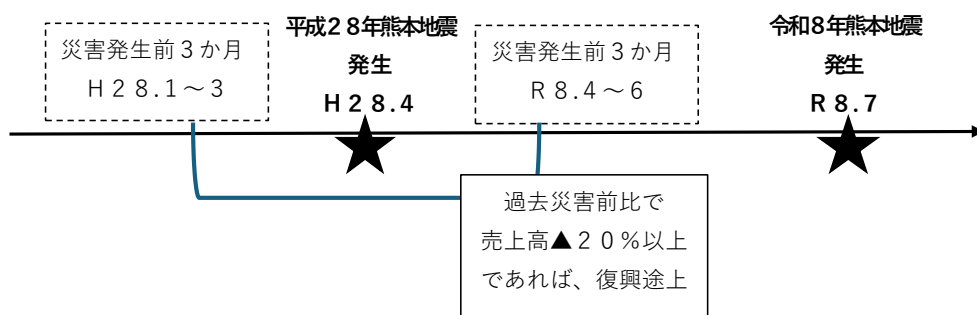
① 過去10か年度以内に発生した災害の発生日以降、売上高が20%以上減少しており復興途上にあること

● 過去10か年度以内に発生した災害の発生前3か月及び令和8年熊本地震の発生前3か月における売上高が分かる書類（確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書の控え、売上台帳など）

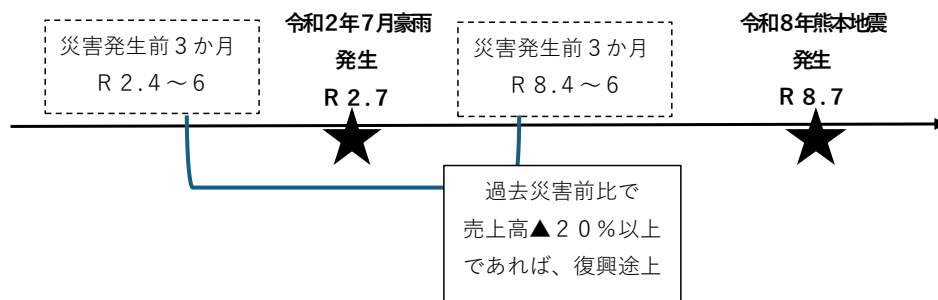
※余白に会社名を記載してください

※該当する売上高部分にマーカーによる印などを付してください

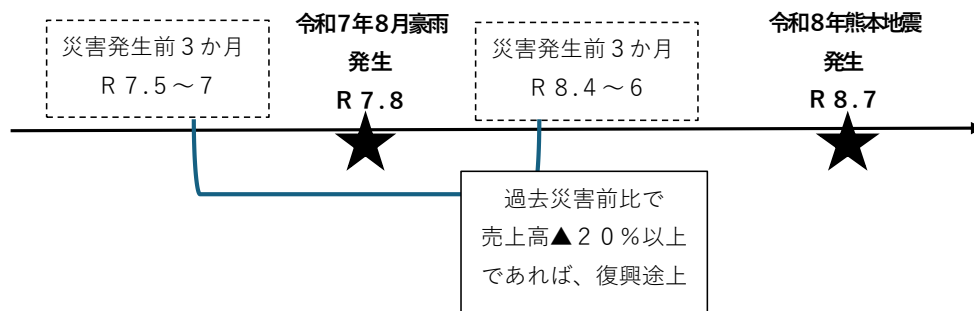
(パターン1) 平成28年熊本地震の場合（発災は平成28年4月）



(パターン2) 令和2年7月豪雨の場合（発災は令和2年7月）



(パターン3) 令和7年8月豪雨の場合（発災は令和7年8月）



※繁閑差を排除する観点から、時期による売上の変動が大きい事業者は、個別に県へご相談ください。

※新型コロナウイルスの影響を排除する観点から、コロナ禍に発生した災害（令和2年7月豪雨など）においては、令和元年10月から12月の売上平均との比較も可能です。

② 令和8年熊本地震発生時において厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けていること

● 次に掲げる**全ての書類**を提出いただきます。

- ・ 企業再建計画の策定（県 HP に様式掲載）
 - ・ 認定経営革新等支援機関による企業再建計画（事業計画）の確認書（県 HP に様式掲載）
 - ・ 金融機関による企業再建計画の確認書（県 HP に様式掲載）
- （詳細は、定額補助確認様式内の別表参照）

→ 認定経営革新等支援機関について＜中企庁 HP＞



（4）交付申請時において、過去10か年度以内に発生した災害からの復旧または復興に向けた事業活動に要した債務を抱えていることが分かる書類
（①、または、②及び③のセット）

- ① 過去10か年度以内に発生した災害に係る債務を有していることの申出書（県 HP に様式掲載）
（交付申請時において、過去10か年度以内に発生した災害からの復旧・復興に向けた事業活動のために金融機関から借入を行っていることの証明）
- ② 債務の内容が分かる書類（金融機関が発行する借入金残高証明書など）
- ③ 借入の内容が分かる書類（借入に係る契約書など）

（5）令和8年熊本地震により、施設または設備が被災し、その復旧を行おうとしていることが分かる書類

● 本補助金への交付申請書の提出をもって、要件を満たすものとします。